

町政NEWS

秋の行政相談週間

総務課 内線236

総務省では、10月15日（月）から21日（日）までの一週間を「秋の行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を行うこととしています。

当町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、次のとおり行政相談所を開設いたしますので、この機会にお気軽にご利用ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 10月19日（金）10時～
場所 ▼社会福祉センター

相談員 関本健夫



雇用保険法が変わります！

総務課 230

【雇用保険被保険者の皆様へ】
雇用保険の受給資格要件が変わります

これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象になります。

休業期間中30%+職場復帰
後6箇月10%
休業期間中30%+職場復帰
後6箇月20%

育児休業給付の給付率が50%に上がります
以上)が必要

▼給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。

▼平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

未満20%（上限10万円）
▼被保険者期間5年以上40%（上限20万円）
被保険者期間3年以上20%（上限10万円）*初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能

業安定部 089・943・5221

薬と健康の週間

保健福祉課 内線621

日時 10月19日（金）10時～
場所 ▼社会福祉センター

相談員 井谷和隆

相談例

年金、医療
保険、社会福祉、交
通安全、雇用・労災
保険、登記、道路、
生活衛生、郵便・
貯金、消費者保護、
窓口サービス

教育訓練給付の要件・内容が
変わります

▼本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。

▼これまで被保険者期間によって異なっていた給付率および上限額を一本化します。

▼いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

▼被保険者期間3年以上5年未満（水）から23日（火）は「薬と健康の週間」です。薬を使用する際には次のようなことに注意し、より安全に効果的に使用してください。

- ① 使用する前に薬の添付文書（能書）をよく読みましょう
- ② 用法用量を守りましょう
- ③ 薬の形（剤形）にあつた服用方法を守りましょう
- ④ 薬の飲み合わせ（相互作用）に注意しましょう
- ⑤ 高齢者の薬の使用には特に注意

原則、12月（各月11日以上）の被保険者期間が必要
※倒産・解雇等により離職された方は6月（各月11日